

第8次保健医療計画 パブリックコメント意見整理表（周産期医療抜粋）

資料4

No	意見受領日	提出主体	団体名・所属	意見区分	意見	反映区分	県の考え方	節とりまとめ室課
38	1月16日	団体	東海大学医学部 附属病院	Ⅲ 6事業 5疾病に 関すること	【67-81ページ 周産期医療】 周産期医療について NICU等に入院していた患者は、継続的な医療ケアを要することが多く、ほとんどの場合NICUがある病院で引き続きケアを行っておりますが医療的ケア児は増加する一方です。円滑なNICU受入れのためは医療的ケア児の療養・療育環境の整備を重点的に行っていただきたいと考えます。	C 今後の施策運営の参考と します。	ご意見については、「医療的ケア児の療養・療育環境の整備」という 形で77ページに位置付けておりますが、重要なご意見と認識しますの で、今後の取組の参考とさせていただきます。	医療課 医療整備G
61	1月19日	団体	神奈川県歯科医 師会	Ⅲ 6事業 5疾病に 関すること	【77ページ 周産期医療】 [原案] 第1章 第4節 周産期医療 2 施策の方向性 (5) 医療的ケア児の療養・療育環境の整備 ○ 県は、医療的ケア児とご家族が地域で安心して療養できるよう、県周産期救急医療システム受入病院、地域の医療機関、在宅 医療機関、訪問看護、訪問歯科等における連携体制の強化及び人材養成を進めます。 [意見（修正案）] ○ 県は、医療的ケア児とご家族が地域で安心して療養できるよう、県周産期救急医療システム受入病院、地域の医療機関、在宅 医療機関、訪問看護、地域の歯科医療機関、訪問歯科等における連携体制の強化及び人材養成を進めます。 [備考] P94 ■小児救急の医療提供体制 小児救急医療システムの中にかかりつけ歯科医も追記されているため、地域の歯科医療機関の文言の追加の必要性があると考えられ ます。	A 新たな計画に反映しまし た。	ご意見については77ページの記載に反映しました。 <修正前>県は、医療的ケア児とご家族が地域で安心して療養で きるよう、県周産期救急医療システム受入病院、地域の医療機関、在 宅医療機関、訪問看護、訪問歯科等における連携体制の強化及び人材 養成を進めます。 <修正後>県は、医療的ケア児とご家族が地域で安心して療養で きるよう、県周産期救急医療システム受入病院、地域の医療機関、在 宅医療機関、訪問看護、地域の歯科医療機関、訪問歯科等における連 携体制の強化及び人材養成を進めます。	医療課 医療整備G